平成２８年（フ）第５８２号
東京都東村山市恩多町５丁目40番地１恩多町５丁目アパート１―406
債務者　吉川　政雄
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５８３号
東京都東村山市恩多町５丁目40番地１恩多町５丁目アパート１―406
債務者　吉川カズ江
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３４号
栃木県小山市大字神鳥谷707番地３、従前の住所栃木県小山市宮本町２丁目２番34号
債務者　鈴木すみ子
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第９８０号
横浜市青葉区柿の木台25番地18　ハイツいなほ202
債務者　溝呂木龍也
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２２０号
横浜市瀬谷区瀬谷６丁目19番地６　サンシャインベル202
債務者　小林　幸子（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２２３号
横浜市南区前里町２―39―２、住民票上の住所茨城県石岡市石川256番地
債務者　狩谷　敏行
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２２５号
横浜市泉区岡津町252番地の１　岡津コーポＡ203
債務者　藤田比路幸
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１９０号
横浜市保土ケ谷区新井町463番地　ニューハイツ石井Ｄ―13号
債務者　関　　悟史
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２５号
栃木県鹿沼市引田1306番地11
債務者　阿久津惠祐
1　決定年月日時　平成28年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１２２４号
神奈川県藤沢市石川645番地の７　ポルシェ藤沢　302
債務者　石黒　和実（旧姓門馬・安齋）
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第６３４４号
東京都八王子市七国２丁目19―７―101、開始決定時の住所東京都八王子市七国４丁目24―19
破産者　下山　輝彦
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８５３１号
東京都練馬区田柄５丁目26番12号
破産者　有限会社鳥海紙工
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８５３２号
埼玉県羽生市南羽生２丁目７―５　ラルジュ・ロジュマンＢ102
破産者　鳥海　信晃
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８５３３号
東京都練馬区田柄５丁目26―３
破産者　鳥海由美子
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８８３９号
東京都中央区明石町３番11号
破産者　株式会社ＤＮＳ
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２５５号
東京都墨田区文花１丁目10―14―501　ドルチェ東京　押上　ツインズ弐番館
破産者　嶋本　潤一
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３７６号
東京都中央区新川１丁目１番７号
破産者　株式会社インタープレイ
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７６３号
神奈川県川崎市高津区二子３丁目27―１―205
破産者　野尻　圭介
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部